

広報

うえだ

昭和55年8月1日

第 820 号

昭和27年12月22日第3種郵便物認可・毎月1日・16日発行・定価1部3円

発行 上田市
編集 秘書課
電話 上田224100
印刷 田辺印刷



第9回目を迎えた市民の祭り「うえだわっしょい」が7月26日行われ、約6万人の人出でにぎわいました。午後5時、17基のみしが威勢よくスタート。あいにくの雨にもめげず、目抜き通りをところ狭しと練り歩きました。続いて、踊りが始まった8時前には雨もあがり、約9,700人の踊り手はそろいの浴衣、ハッピ姿で踊り、祭りは最高潮に達しました。

主な内容

第5回部落差別をなくす市民大行動	2ページ
災害には規律ある敏速な行動で	3ページ
食中毒をなくそう	4ページ
安全は生活の基本、生活のすべてに安全を	5ページ
55年度結核レントゲン検診日程表	6・7ページ
特別弔慰金の請求はお済みですか	8ページ
健康づくり、フトンと健康	9ページ
絵画・貯金箱コンクール小中学生の作品募集	10ページ
中小企業倒産防止共済をもっと活用しましょう	11ページ

市民の動き

(7月1日現在)

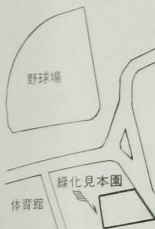
総人口	112,080人	(+ 37)
男	54,665人	(+ 13)
女	57,415人	(+ 24)
世帯数	33,608世帯	(+ 35)

()内は前月比です。

一第 819 号

緑

陸上競技



さっ

昨年、上田市と姉妹都市提携をした鎌倉市が、「上田わっしょい」が行われる七月下旬、物産観光展

とき：七月二十五日(金)から二十七日(日)までの三日間、
ところ：海野町会館。

第5回

部落差別をなくす 市民大行動

部落差別の解消をみんなで



参加者でいっぱいになった市民会館での集会
写真右上はあいさつをする石井市長



「部落差別の解消と完全解放」を訴えて
市中行進する参加者

七月十八日、部落の完全解放を
目指して、上田市ほか四団体の主
催により「第五回部落差別をなく
す市民大行動」が実施されました。
はじめに、市民会館で大会が行
われ、主催者を代表して石井市長

が、「この行動を今日一日に終ら
せないで、職場や家庭に持ち帰っ
て拡大浸透させて欲しい」とあい
さつしたあと、市民を代表して二
人の方から体験発表があり、部落
差別の解消と完全解放を力強く訴
えました。
次いで、スローガンの確認が行
われ、宣言文を満場一致で決議し、
連合婦人会、自治会連合会など五
十一団体、二千三百人の参加者が
三コースに分かれて中心街を行進
し、部落差別の完全解消を呼びか
けました。

宣 言 文

人間は生まれながらにして平等であって、人権は尊重されなければならない。このことは、人類普遍の原理であり、民主主義の基底である。戦後わが国はめざましい変化を遂げ、政治の民主化が進んだばかりでなく、経済の高度成長を基盤として、社会、経済、文化の近代化が大きく進展したにもかかわらず、部落問題は今日なお未解決のまま残り残されており、深刻な社会問題となっている。

昭和四十四年に制定された「同和对策事業特別措置法」も十年の時限を経過し、法の重要性にかんがみ更に三年間延長されたものの残すところ一年半である。国会における法延長の議決に際してはとくに附帯決議がなされており、「啓発活動の積極的な充実に努めること」など三項目の具体化は当面最大の課題となっている。

上田市においても、市民代表をもって組織した「上田市同和对策事業推進委員会」を中核として、同和对策事業と同和教育の推進に積極的な努力を払ってきた。その結果、同和地区の環境は逐次改善され、市民への同和教育の浸透は年ごとに拡がりをみせている。

しかし、未だ実態上の改善を要する事業を残す一方、差別事象の発生もあとを絶たないことはきわめて遺憾である。

本日この集会に際し、人間が人間を差別することの不当さ、人間がそれぞれ自由と人権を尊重することの重大さを、改めて深く心に銘ずべきである。封建時代はもちろん、明治、大正、昭和と長年にわたり、生きる自由を抑えられ、差別の重圧に苦しみ続けてきた一部の同胞のことを忘れてはならない。同和问题解決のためには、今や実践こそ肝要であり、単なる知的理解にとどまる限り、差別撤廃の力となり得ない。市民のひとりひとりが自らの行動を通して実践することこそ急務である。

よって、本日ここに関係行政機関ならびに市民団体あけて「部落差別をなくす市民大行動」を催し参加者一同進んで市民の先頭に立つべく、集会を開くとともに、行動を通して部落差別の撤廃を全市民に訴えるものである。

さらに、この行動を今日一日にして終わらせることなく、全市域、全家庭に向けて拡大浸透させるため、部落差別撤廃の念願をこめて、われわれひとりひとりがその原動力となることを改めて決意するものである。以上宣言する。

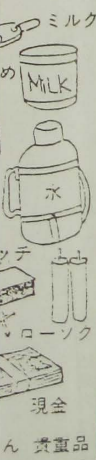
昭和五十五年七月十八日

第五回上田市部落差別をなくす市民大行動

動で

その中で、「市民は進んで防災に寄与する」ことが、義務づけられています。特に、地震については、市民の皆さんも地震に対する

によるパニック状態の誘発です。そこで、市長が発令する予・警報、指示などが、正確な情報として伝達される体制が必要です。このた



防災シリーズ I

災害には 規律ある敏速な行動で

災害の未然防止と安全の確保は、市、県、国が当然しなければならぬことですが、災害の発生における人命や財産は、市民一人ひとりの普段からの心掛けと規律ある行動で守られるものです。

市では、災害基本法に基づいて、上田市防災会議を設置して、関係官庁、団体、会社と連携をとりながら未然防止に努力しています。

また、上田市地域防災計画を策定し、災害規定による住民の安全と財産の保護について、具体的な行動計画を示しています。



災害で一番恐ろしいのはデマ

災害で一番恐ろしいのは、デマ

その中で、「市民は進んで防災に寄与する」ことが、義務づけられています。特に、地震については、市民の皆さんも地震に対する正確な知識と、家庭や職場などの防災についての話し合い、また、役割り分担などを明確にして協力しなければならぬことになっています。

震災知識普及のため、学校教育、社会教育の場で、あるいは、広報などの印刷物や講習会などを開催することになっています。また、訓練などを通じて、防災思想の普及と高揚もあわせて行うことになっています。



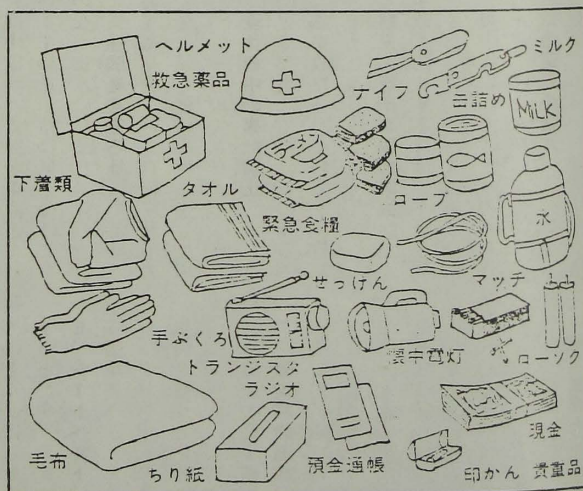
非常持出しワッペンを
全戸に配布

市では、避難のときの携帯品を

によるパニック状態の誘発です。そこで、市長が発令する予、警報、指示などが、正確な情報として伝達される体制が必要です。このため、自治会長を中心とした連絡組織づくり、また、分団に依頼して半鐘で周知するなど考えられます。

市長の指示による避難は、誘導者の指揮に従って、規律ある行動をとり、お互いに迷惑を掛けないことが重要です。また、自動車による避難は交通渋滞を引越こし、緊急車両の交通の妨害になりますので、必ず徒歩で、丈夫な履物を履いて避難したいものです。

非常用品



常時準備しておいていただくため、非常持出しワッペンを全戸に配布します。お手持ちのリュックサックやナップサックに張っていただき、万一の災害に備えてください。

携帯品としては、トランジスタラジオ、懐中電灯、緊急食糧、水、マッチ、携帯燃料、缶詰、ナイフ、ロープ、タオル、救急薬品、手袋、貴重品などを最少限に準備しておきたいものです。

なお、防災などについてのお問い合わせは、次のところへお願いします。

総務部企画調整課 ☎ 24100
内線 227・消防部 ☎ 2501

れひとりと、その原動力となることをめざす。以上宣言する。

昭和五十五年七月十八日

第五回上田市部落差別をなくす市民大行動

食物は清潔に早目に処理

食中毒をなくそう！

食品衛生週間8月4日～10日

安全は生活の基本

生活のすべてに安全を！

食中毒に季節はありませんが、一年中で最も多く発生するのが夏です。
食中毒の原因は、大部分が細菌によるものです。次のことに注意して、食中毒の防止につとめましょう。
○細菌は熱に弱い（七十度以上なら数分で死ぬ）ので、なるべく

火を通すようにしましょう。
○細菌は五℃以下では繁殖しにくいので、なるべく冷蔵庫などに保存しましょう。しかし、冷蔵庫の過信は禁物です。
○冷蔵庫に保存する場合、野菜、魚、肉などはプラスチックフィルムで包みましょう。また、庫内に物を詰めすぎないようにしましょう。
○料理と食事の前には、必ず手を良く洗いましょう。
○食器類、まな板、ふきんなどは熱湯や日光で消毒しましょう。
○生ものは、できるだけ早く料理し早く食べましょう。

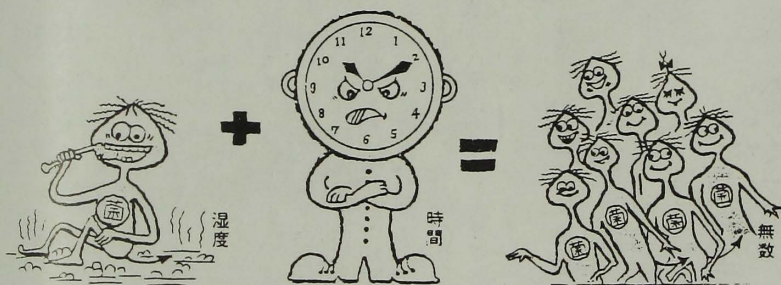
食中毒の症状は…

食中毒は、食べてから短かくて二時間、長くて三日で発病します。十二時間から二十時間ぐらいで発病するものが最も多く、吐き気や腹痛、下痢などが起きます。

手当は…

食後二、三時間で吐き気がする時は、ぬるま湯や薄い食塩水をたくさん飲ませ、吐きやすくしてあげましょう。幼児の場合は、鼻をつまんで口を開けさせ、指を突っこんで吐かせ、胃の中のものを全部出してしまったら体を温かくし

て静かに休ませましょう。
食後十時間以上たつて発病した時は、吐かせても効果がないので静かに休ませて、すぐ医師に連絡しましょう。吐き気が激しい時は、胃の部分を氷のうなどで冷やし、医師がくるのを待ちましょう。下剤やヒマシ油などを飲ませるしろうと判断は危険ですので、必ず医師に連絡しましょう。



あなたも身のまわりの安全点検を

夏の全国交通安全運動

7月26日(土)～8月17日(日)

今年も七月二十六日(土)から八月十七日(日)まで、夏の交通安全運動が全国いつせいにくり上げられています。

酒の機会が多くなりますが、飲んだら絶対にハンドルを持たないことを家庭、地域、職場ぐるみで再認識しましょう。

交通安全には、年間を通して注意しなければならぬことはもちろんですが、特に、夏は比較的事故が多い時期です。

5、速度の決まりを守ろう

期間中は次のことが重点となつていきますので、特に気をつけて事故のないようにしましょう。

スピードの出しすぎは事故の最大原因です。ハンドルの切りそこない、遅すぎたブレーキなど、そのほとんどはスピードの出しすぎがもとです。

1、交通弱者を守る

シートベルトの着用が六〇%の生命を救うといわれます。また、ヘルメットは、どんな小さなバイクに乗るにも必ず着用しましょう。

2、夏休み中の事故防止

着用

3、観光・行楽車両の事故防止

先ごろ、市では「暴走族追放宣言」をしました。この暴走族はほとんどが未成年者で、信号無視、スピード違反をくり返し、善良な市民をまき込んで非常に危険です。市民総ぐるみで暴走族追放に協力しましょう。

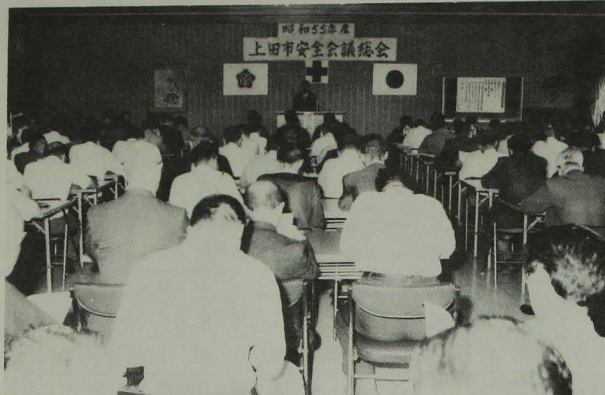
4、飲酒運転の撲滅

夏祭り、お盆、レジャーなど飲

眠が必要で、十分な計画は立てず、いつもゆとりのある行動と細心の注意を払いましょう。

暴走族見たら直ちに一一〇番

国保の被保険者の皆さんへ



6月30日に開かれた上田市安全会議総会

この安全会議の総会が、去る六月三十日に開催されました。席上各部会から、昨年実施した事業や今年度の事業計画などについての報告があったほか、暴走族追放の決議などが行われ、今後も積極的に安全活動を実施していくことが決められました。

この安全会議は、交通安全、産業安全、防災安全、学校安全、家庭安全、自治会安全の六つの部会から構成され、各部会ごとに具体的な計画を立て、安全対策を実施しているものです。

産業経済の発展と生活文化の向上に伴い、交通事故、火災、産業災害など、さまざまな災害が発生しています。これらの災害防止には、それぞれの立場から熱心に対策が進められていますが、交通事故ひとつをとってみても、なかなかその災害をなくすことは、むずかしいことです。しかし、災害を防止し、生活の

安全は生活の基本 生活のすべてに安全を！

安全を確保することは、人間生活上で最も基本的かつ重要なことといえます。

上田市安全会議総会を開催

このため、市では安全会議を設置し、生活のすべてにわたる安全運動を推進しています。

安全は生活の基本

あなたも身のまわりの安全点検を

しかし、この広範囲にわたる安全運動を効果的に進めるには、皆さん一人ひとりが安全に対して関心を持つことが大切です。日常生活の安全をおびやかす災害を防止するため、この機会にあらゆる生活の場での次のような安全点検などを心掛けましょう。

○暴走行為を許さない、させない、しないの三ない運動を推進しましょう。

○子供は、特に、おかあさんの行動をじっと見ています。ときどきは、子供と一緒に安全な歩き方の実施指導をしましょう。

○子供の交通事故で最も多いのは、飛びだします。特に注意しましょう。

○職場の安全は家庭から。

○外出するときは戸締りをする習慣をつけましょう。

○電気器具や設備などの安全点検をしましょう。また、プラグやスイッチは、ぬれた手で扱わないようにしましょう。

○ガス器具は正しく使いましょう。ゴム管は検査合格品を使用し、ひび割れなどがないか点検しましょう。ガス使用後は、ガスを忘れずに閉めましょう。

三ない運動

おくらない・もらわない・もとめない



季節の贈り物



お祭の寄付やお酒

寄付行為は法律で禁止されています

公職選挙法により、選挙区内の人（自治会、国・地方公共団体、事業所、会社なども含まれます）に、候補者等（議員なども含む）は、どんな場合でも、選挙のあるなしにかかわらず寄付することはできません。

国保の被保険者の皆さんへ

受診などには新しい被保険者証を

〈国保年金課国保係〉 ☎ 41000 内線 281・282・有線 20711
国民健康保険・被保険者の皆さんのお手元には、七月一日交付の黄色の新しい被保険者証が、届いていることと思います。
新しい被保険者証は、今年から「記号と番号」が変わっています。

ますので、七月一日以前から、病医院などへ継続してかかっている人は、必ず、新しい被保険者証を窓口に出し、確認をしてもらってください。

して、食中毒の防止にとめよう。
○細菌は熱に弱い（七十℃以上なら数分で死ぬ）ので、なるべく

つまんで口を開けさせ、指を突っこんで吐かせ、胃の中のものを全部出してしまつたら体を温かくし



動と細心の注意を払いましょう。
4、飲酒運転の撲滅
夏祭り、お盆、レジャーなど飲

暴走族見たら直ちに一一〇番

55年度結核レントゲン検診日程表 (8月18日～10月6日)

次のとおり結核レントゲン検診を実施しますので、最寄りの会場で受診しましょう。

月日	検診会場	対象地区	検診時間	月日	検診会場	対象地区	検診時間
8月18日(月)	赤坂公民館	赤坂	前9:30～10:00	8月23日(土)	下之条集荷所	下之条	前9:30～10:30
	岩清水公民館	岩清水	10:30～11:00		上田原自治会館	上田原	11:00～11:30
	長入公民館	長入	11:30～11:50		東築地公民館	東築地	9:30～10:00
	大日木公民館	大日木	後1:30～2:00		神畑遊園地	神畑	10:30～11:30
	森公民館	森	2:30～3:00		千曲町集会場	千曲町	前9:30～10:30
	矢沢公民館	矢沢	前9:30～10:00		中之条公会堂	中之条	10:45～正午
	下郷公民館	下郷	10:30～11:00		御所公会堂	御所	後1:30～3:00
	市豊殿支所	宮之上	11:30～11:45		小牧公民館	小牧	前9:15～10:15
	漆戸公民館	漆戸	後1:00～1:30		三好町会館	三好町	10:30～正午
	中吉田公民館	中吉田	2:00～3:00		諏訪形公会堂	諏訪形	後1:30～3:30
8月19日(火)	林之郷公民館	林之郷	前9:30～10:00	8月25日(月)	赤坂スーパー	前川辺町	前9:30～11:30
	桜台学童会館	桜台	10:30～11:00		川辺町会館	川辺町	後1:00～2:30
	農協豊里事業所	小井田	11:30～正午		長池食堂	横倉	3:00～4:00
	町吉田公民館	町吉田	後1:30～2:00		上野一司さん宅	横泉田山口	前9:30～9:45
	下吉田公民館	下吉田	2:30～3:00		下半過集会場	下半過	10:00～10:15
	国分公民館	国分	前9:30～10:30		半過区公民館	上半過	10:30～11:00
	黒坪公民館	黒坪	11:00～11:30		福田公会堂	福田	11:15～正午
	みすゞ台北第1集会場	みすゞ台北・南	後1:00～2:00		築地火の見下	築地	後1:30～2:15
	下青木公民館	下青木	2:30～3:00		吉田公民館	吉田	2:45～3:30
8月20日(水)	梅が丘自治会集会場	梅が丘	前9:30～10:00	8月26日(火)	下小島公民館	下小島	前9:30～10:00
	上青木公民館	上青木	10:30～11:00		保野公民館	保野	10:30～11:30
	久保林公民館	久保林	11:30～正午		上小島公民館	上小島	後1:00～1:20
	下堀火の見下	下堀	後1:30～2:30		下本郷公民館	下本郷、東五加	1:40～2:15
	上堀公民館	上堀	3:00～3:30		社会福祉センター中塩田事業所	五加	2:30～3:30
	上沢公民館	上沢	前9:30～10:30		八木沢公民館	八木沢	前9:30～10:30
	岩下公民館	岩下	11:00～正午		舞田公民館	舞田	11:00～11:45
	大屋公民館	大屋	後1:30～3:30		学海南自治会館	学海南・北	後1:15～2:00
8月21日(木)	西野竹公会堂	西野竹	前9:30～10:15		中野公民館	中野	2:15～3:00
	岩門公民館	岩門	10:30～11:30	8月27日(水)	柳沢公民館	柳沢	前9:30～10:00
	笹井公民館	笹井	後1:00～1:30		鈴子公民館	鈴子	10:30～11:30
	野竹公民館	野竹	2:00～2:45		中組公民館	中組	後1:00～2:00
	富士見台現地案内所	富士見台	3:00～3:15		下組公民館	下組	2:30～3:30
	畑山農産物集出荷所	畑山	前9:30～10:00		平井寺公民館	平井寺	前9:30～10:00
	伊勢山火の見下	伊勢山	10:30～11:30		奈良尾公民館	奈良尾	10:30～11:30
	吉池プラスチック工場	伊勢山	後1:00～1:30		東塩田老人集会場	石神	後1:00～2:00
	神科新屋作業所	神科新屋	2:00～2:30		市川西支所	藤之木	2:45～3:15
	金井公民館	金井	3:00～4:00		社会福祉センター西塩田事業所	手塚	前9:30～10:00
8月22日(金)	山口公民館	山口	前9:30～10:30		手塚公民館	手塚	10:30～11:30
	大久保公民館	大久保	11:00～正午	8月28日(木)	西塩田会館	塩田新町	後1:00～2:00
	金剛寺公民館	金剛寺	後1:30～2:00		十人公民館	十人	2:30～3:00
	長島自治会館	長島	2:30～3:30		山田停留所	山田	前9:30～10:00
	蛇沢作業所	蛇沢	前9:30～10:15		上本郷公民館	上本郷	10:30～11:30
	染屋公民館	染屋	10:30～11:30		前山会館	東前山	後1:00～1:45
	須川公民館	須川	1:15～1:45		西前山公民館	西前山	2:15～3:00
	朝日ヶ丘児童館	朝日ヶ丘	2:00～2:30		五加公民館	五加	前9:30～11:30
	中村自治会館	中村	2:45～3:30		下之郷公民館	下之郷	9:30～11:00
					下之郷分館	下之郷新田、桜	11:15～11:30
				8月30日(土)			

受診票といっしょに保管しておきましょう

月日	検診
9月1日(月)	横山、小泉、日向、和合、消火、岳の組、入組、室賀基幹、原組、旧室、下室賀生活
9月2日(火)	相影、野倉、仁古、岡公、越戸、浦野
9月3日(水)	西塩田新町、諏訪、老人福、常磐、城北、上田西
9月4日(木)	緑が、緑が、下塩、上塩、農協
9月5日(金)	踏入、泉、常、信金、亀の、小林、下紺
9月6日(土)	新田、新
9月8日(月)	北小、上紺、北常
9月9日(火)	下房、宮島、上川

お知らせ



塩田平に室町時代から伝わる雨ごい行事の「岳の幟」が、7月13日別所温泉で行われました。地元の人がかつく色とりどりの幟は、早朝夫神岳を出発、途中で少女のささら踊り、三頭獅子と合流した後温泉街を練り歩きました。

特別弔慰金の請求は

お済みですか

9月30日期限

社会課社会係

☎41000内線378

五十二年に改正された次の特別弔慰金の請求は、今年の九月三十日で期限が切れますので、該当される人でまだ請求していない人は、至急手続きをしてください。

①戦没者等の遺族に対する特別弔慰金

②満州事変(昭和六年九月十八日～十二年七月六日)の間に公務傷病にかかり、その後、公務傷病により戦死、戦傷死した人の遺族で、昭和五十年三月三十一日現在、遺族年金、公務扶助料等の受給権者のいない遺族に支給されます。

役所の仕事で
ご相談のある方
行政相談委員さんへ

視覚障害者に便利

福祉用電話

8月の

少年出張相談

市少年育成センター・青少年係

☎41000内線379

八月の少年出張相談を次のとおり開きます。市内どこの地区にお住いの方でもかまいません。秘密は厳守しますので、お気軽にご相談ください。

相談を希望される方は、あらかじめ市少年育成センター・青少年係に申込んでください。

とき：八月六日(水)。昼の部は、午後一時三十分から同四時三十分まで。夜の部は、午後七時から同九時まで。

ところ：上野が丘公民館。

心身障害者福祉展の

作品を募集します

福祉課福祉係

☎41000内線373

第十六回長野県心身障害者福祉展が、心身障害者福祉強化月間の一環として、九月九・十日の二日間、ながの東急百貨店で開催されます。

この福祉展は、心身障害者(児)の作品の展示即売及び関係資料の展示を行うことにより、心身障害者(児)の自立更生の意欲向上と、県民の認識と理解を高めることを目的としています。

ただいま、心身障害者福祉展に展示する作品を次のとおり募集していますので、多数出品してください。

応募資格：県内に住所を有する心身障害者(児)。

応募点数：一人五点以内です。出品希望者は、出品カード(福祉事務所にあります)を二枚作成し、そのうち一枚を作品に添付

し、他の一枚は作品を包装した後、見やすい場所にはりつけて福祉事務所に提出してください。

出品作品の内容：出品作品は、心身障害者福祉展の趣旨にふさわしいものであり、生業の目的及び趣味により製作した工芸品、手芸品、書画類、ポスター及び写真(四ツ切以上)とします。

展示内容：①心身障害者の作品の展示及び即売。②心身障害者の日常生活用具の展示。③心身障害者のための職業適正検査機器の展示及び実演。④心身障害者職業相談コーナーの開設

審査及び表彰：出品作品については、主催者が委嘱した審査員により審査を行い、それぞれの部門(工芸品、手芸品、書画、ポスター、写真)別に次のとおり入選作品を決定し、表彰します。

特選：一点、入選：若干。
入選発表：九月九日(火)。

着物着付け教室

ダンス教室の

生徒を募集

勤労青少年ホーム

☎27117

勤労青少年ホームでは、次により着物着付け教室とダンス教室の生

徒を募集しています。希望者は、来館のうえお申込みください。

着物着付け教室

対象者：二十九歳までの勤労青少年。

期間：九月から十一月までの三か月間。毎週水曜日コース、または木曜日コース。

定員：各コース十二名。定員になり次第、締切ります。

会費：二千円。

ダンス教室

対象者：二十九歳までの勤労青少年で、ダンスの初心者。

期間：九月から十二月までの四か月間。毎週水曜日。

定員：男女、各二十名。定員になり次第、締切ります。

会費：千五百円。

お盆の「くみ取り」は

お早めに

お盆が近づくと、各家庭や事業所などのトイレのくみ取りが集中するため、処理量が急増して、処理に支障をきたすことがあります。業者には、早目に申込みをされ、くみ取りが集中することのないよう、ご協力をお願いします。

くみ取り

健康

当然のことながら、水分を吸収したフトンには、寝心地が悪くなります。しかも、湿気は体温

行政相談委員

氏 名	住 所	電話番号
清水直彦さん	大字芳田1107	(24) 8224
水野徳己さん	常田 2-4-6	(22) 6226
宮下深禅さん	大字下之郷541	(38) 3029
山浦正治さん	大字上田原802-9	(24) 4608

上田市には、国務大臣行政管理庁長官から委嘱された次の四名の行政相談委員さんがいます。

行政相談委員の皆さんは、市民の皆さんから役所に対する「道路、農地、公害、登記、各種年金、福祉関係」など種々のご相談を受け、国や県、市と一緒に問題の解決を図ったり、改善に務めています。

この定例相談所は、毎月第二月曜日ユニース上田店三階で開設しています。相談は、秘密を守り無料ですので、お気軽にご相談ください。

役所の仕事で ご相談のある方 行政相談委員さんへ

福祉用電話

視覚障害者に便利

上田電報電話局第一営業課
☎(22)4000(無料)

お年寄りや目、耳のご不自由な方に、電話を便利にご利用いただくため、いろいろな福祉用電話があります。そこで、そのいくつかを六回に分けて紹介していますが、今回はその六回目です。

〈その6〉

盲人用ダイヤル盤

目のご不自由な方のためのダイヤル盤です。ダイヤル盤の③⑥⑨の部分に、中心から凹凸がついていますので、安心して電話をかけることができます。

電話局にお申出いただければ、無料で差上げます。

電波障害防止の

図案を募集します

最近、長野県内でも、ビルなどの高い建物がふえるにつれて、これらの建物の陰になる附近の家庭では、テレビが見えないところが多くなっています。また、トランシーバーなどの市民ラジオ、あるいはアマチュア無線の違法な使用

第 820 号
にかかり、その後、戦死した人の遺族で、昭和五十年三月三十一日現在、遺族年金、公務扶助料等の受給権者のいない遺族に支給されます。

談ください。

相談を希望される方は、あらかじめ市少年育成センター・青少年係に申込んでください。

応募点数：一人五点以内です。出品希望者は、出品カード（福祉事務所にあります）を二枚作成し、そのうち一枚を作品に添付

勤労青少年ホームでは、次により着物着付け教室とダンス教室の生

健康づくり

フトンと健康

人生の殆どはフトンの中で過ごすといわれていますが、フトンは、快眠ができるような材質を選ぶことと、手入れを怠らないようにすることが大切です。

木綿のフトンは 吸湿性抜群

私たちの体からは、絶えず水分が発散されており、その量は一時間に、コップ一杯ぐらいといわれています。睡眠時間を八時間とすると、一晩でコップ一杯半ぐらいの水分を出していることとなります。

したがって、フトンは水分をよく吸収するものでなければなりません。木綿のフトンだと、一晩にコップ一杯以上の水分を吸収してくれますので、吸湿性は抜群です。

フトンは極力 日光乾燥を

当然のことながら、水分を吸収したフトンは、寝心地が悪くなります。しかも、湿気は体温を奪うので、長いこと湿気の多いフトンの中にいると、風邪などの病気の原因にもなります。

また、湿気の多いフトンには、細菌が意外に多くついていることが証明されています。一般家庭のフトンについて、細菌数を調べたところ、一グラム中に約九万個もいたということです。

ある実験によると、フトンにわざと細菌をつけておいてから直射日光を五時間当てた後で細菌数を調べたら、その大部分が死滅していることがわかりました。ですから、フトンは極力干すようにしましょう。

次にフトンを干すときの要点をあげてみましょう。

①直射日光にあてること。

②午前十時ごろから午後三時ごろまでの約五時間干すこと。

この時間帯は、湿度も一番低い時間帯です。

③フトン全体に日光が当たるように干すこと。

特に、赤ちゃんや病人のフトンは極力、日光乾燥させることが大切です。

絵画・貯金箱コンクール 小中学生の作品募集

上田郵便局
☎220077

信越郵政局では、「郵便貯金絵画コンクール」、「私のアイデア貯金箱コンクール」の作品を次のとおり募集します。

資格：小・中学生。
締切日：九月十三日(土)。

応募先：所属の学校を通じて、最寄りの郵便局。
発表：十月。

賞：優秀作品には、賞状及び賞品を贈ります。また、応募された方全員に参加賞を贈ります。

林さんから

ご寄付

信濃国分寺資料館の
定礎など

このたび林 朝治郎さん(諏訪形)から、信濃国分寺資料館の開館に際し、定礎、石燈ろう、石造多重の塔など一式をご寄付いただきました。
厚くお礼申し上げます。

れた方全員に参加賞を贈ります。

郵便貯金絵画コンクール

題 材：①郵便貯金に関係のあるもの。②郵便局の外務職員の姿。③郵便局(局舎の外観、または窓口)④郵便貯金会館。
応募数：制限はありません。

私のアイデア貯金箱コンクール

作品：①材料は自由ですが、運送に耐えられるもの。②大きさは一辺が二十五cm以内。③自分の創作で未発表のもの。
応募数：一人一点に限ります。

住宅金融公庫

個人住宅建設資金の 申込み受付

住宅金融公庫では、個人住宅建設資金の申込み受付を、次により行っています。
受付期間：八月十九日(火)まで。(ただし、申込受付戸数が融資予定戸数に達したときは、期間内でも締切ることがあります)

選定方法：先着順により、無抽選で選定します。
融資額：木造住宅(八〇㎡以上)の場合、四百十萬から四百三十萬円。老人(六十五歳以上)、心身障害者などが同居する場合

は、五十萬円から百五十萬円の融資額の割増し制度があります。

利 率：年五・五%

返済期間：木造の場合二十五年以内。

申込先：住宅建設場所と同一県内の「住宅金融公庫業務取扱店」と表示した金融機関。

県展の

作品を募集

上小美術会事務局
☎244816

三十三回目を迎えた県展が、今年も次の要領により、開催されますので、ふるって応募ください。
搬入日時：八月二十四日(日)、午前九時から午後二時まで。
搬入場所：上田市総合展示館。

その他：詳しい規約につきましては、上小美術会事務局までお問い合わせください。

なお、県展の上田会場での展示期間などは、次のとおりです。

と き：上田会場(上小地区) 九月十一日(木)から十六日(火)まで。

と ころ：上田市総合展示館、山本鼎記念館。

主 催：長野県、長野県教育委員会、信州美術会。

告 示

標準地価を 閲 覧

昭和55年度基準地価格表

標準地番号	標準地の所在及び地番並びに住居表示	標準地の1㎡当り価格	標準地の地積	標準地の形状	標準地の利用現況	標準地の周辺の土地の利用現況	標準地の前面道路の状況	標準地の水道、ガス、公共下水道の整備状況	標準地における鉄道その他主要な交通施設との接近状況	標準地に係る都市計画法その他法令の制限で主要なもの
上田 1	上田市緑が丘1丁目2431番2「緑が丘1-27-55」	53,300	322	1:1.2	住宅 W2	中規模の一般住宅が建ち並ぶ住宅地域	南4m私道	水道、ガス	上田 2.1km	㊤2住専(60、200)
2	大字上原字天ノ原1260番50	23,600	265	1:1	住宅 W1	中規模の一般住宅が多い住宅地域	南6m市道	水道、ガス	上田 3.5km	㊤
5-1	中央2丁目4786番1外「中央2-4-2」	370,000	96	1:1.5	店舗SRC4	百貨店を中心とする商業地域	西17m国道	水道、ガス、下水	上田 550m	㊤商業(500)防火

差別事件をそのままほうっておくのではなく、表に出して差別した人また差別された人ともに責任を感じ、人間解放のためにどう

い方がよい」などを主張する人びともあります。これでは、差別を克服しようとする姿勢、差別を許さないという自覚と意識が立つ

身分社会も一般の人びとの自覚の高まりや、西洋諸国の進んだ考え方の波がよせてくることによって

お聞きしましたが、解放運動が組織的に行われるようになったのは、そのあとということでしょうか。

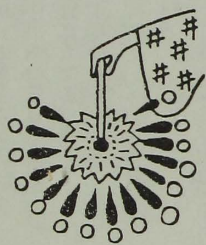
内容が一部改正

中小企業倒産防止共済を もっと活用しましょう

このたび、その一部が改正されましたので、もっとご利用ください。

貸付額：最高二千百万円（改正前千二百万円） 掛金総額の十倍まで、売掛金債権などの回収困難相当分。

貸付条件：無担保、無保証、無利子。



この制度は、予期しない取引先企業の倒産によって、売掛金の回収難や受取り手形の不渡りなどの被害を受けた方の連鎖倒産を防止するため、中小企業の皆さんがあらかじめ掛金を積立てて相互に救済する国の制度です。

掛金：月額五千元～五万円（改正前五千元～二万円）総額二百十万円まで積立てられます。掛金は、税法上必要経費、または損金に算入されます。

加入手続き先：上田商工会議所 ☎ 4500、塩田商工会 ☎ 3610、川西商工会 ☎ 2033

みなさんがお買いになるたばこは、一年間で約三億六千万円（五十四年度実績）が、たばこ消費税として市の収入になり、明るい豊かな住みよい街づくりのために大きな財源となっています。

出張や旅行のときも、たばこは市内で買って行きましょう。

たばこは 市内で 買いましょう

Smokin' Clean

吸いながら必ず消してから灰皿に



ちょっとした心づかいも味のうち

永 日本専売公社

基本的 理解のために 同和問題を考える

差別事件をそのままほうっておくのではなく、表に出して差別した人また差別された人ともに責任を感じ、人間解放のためにどうあればよいか、解放のために努力する姿勢作りの活動ということになりますね。

差別をそのまま放置しておいたら差別を認めることになり、差別解消にはならないと思います。差別を許して解放になるでしょうか。

同和教育においても教育のねらいは「差別を見抜き、差別を許さない人間作り」にあると思います。

解放運動として「ねた子を起こすな」とか「なるべく対立をさけた方がよい」「同和教育をやらな

い方がよい」などを主張する人びともあります。これでは、差別を克服しようとする姿勢、差別を許さないという自覚と認識に立った解放運動とは正反対の立場です。同時に差別を許さない認めない、なくそうとする憲法の精神にも反することになります。このことをすべての皆さんが、しっかり認識すべきであると思います。

最初に解放運動はどのように進められてきたか、この点についてお聞かせください。

解放運動の歴史は長いので、戦前の活動を中心にふれたいと思います。江戸の終りごろ、きびしい

身分社会も一般の人びとの自覚の高まりや、西洋諸国の進んだ考え方の波がよせてくることによって大きくゆらぎました。幕末のころには「人間はもともと平等だ」という考えにめざめた人びとが多くなり、同和地区の人びとの人間としての欲求も次第に強まりましたが、まだ組織的な活動にはいたりませんでした。このなかにあつて心ある人びとの叫びや政府に対する建議によって解放令が出されたわけです。

明治の解放令も一応法的には解放されたのですが、その中味は「解放にならなかった」ということを

お聞きしましたが、解放運動が組織的に行われるようになったのは、そのあとということでしょうか。

そのとおりだと思います。組織的な活動はすつとあとになります。

前にふれたとおり、解放令も同和地区の人びとに対する経済的な裏づけがなかったことが大きな原因で解放令も形ばかりで、実は新しい差別「貧困」という問題がそれまでの「部落はいやしい」という考え方の上加わって、年を経るにしたがって大きくなっていきま

つづく

の開始に際しては、石造多重の塔など一式をこ寄付いただきました。厚くお礼申し上げます。

融資額：木造住宅（八〇㎡以上）の場合、四百十萬から四百三十萬円。老人（六十五歳以上）、心身障害者などが同居する場合

主 催：長野県、長野県教育委員会、信州美術会。

係員に申出て、その指示に従ってください。

標準地号	標準地
上田 1	上田 2
2	大字 50
5-1	中央 2

くらしを守るあなたの国民年金

〈国保年金課国民年金係 ☎24100 内線284

有線②0711〉

(37)

8 月は福祉年金証書の提出を

今月は福祉年金の受給者が国民年金証書を市役所に提出する月です。

地区の民生委員さんが伺いますので、それまでに8月支給分の年金を受取り、年金証書を渡してください。

この手続きをしますと、今後1年間の福祉年金が受けられるかどうかが決まります。もしこの提出がおくれますと、次の11月支給分の福祉年金を受けられないことがあります。

福祉年金は、一定額以上の所得があったり、他の公的年金を受けていたりすると、支給を停止されることがありますので、毎年1回、国民年金証書と「所得状況届」を提出していただいているわけです。

納税は便利な

振替納税を

所得税の振替納税制度を、ご存知ですか。

税金も電気料や水道料などと同じように、預金口座から自動的に納税することが出来る制度です。納める手数がはぶけ大変便利です。から、忙しい商売の方などは、ぜひご利用を。

手続きなど詳しくは、預金先の金融機関またはお近くの税務署税務相談室におたずねください。



上田市は、千曲の清流と、上田城に象徴される自然と人とが調和した、住みよいまちです。わたしたち市民は、自らの英知と努力により、さらにすばらしいまちにする願いをこめて、ここに市民憲章を定めます。

- 一、自然に感謝し、きれいな水と空気を守り、緑のあふれるまちにします。
- 一、からだをきたえ、教養を高め、豊かな文化を育てるまちにします。
- 一、人々の善意をとうとび、あたたかい心がふれあうまちにします。
- 一、産業を伸ばし、働くよろこびを大切にして、活気にみちたまちにします。
- 一、平和と自由を求め、広く世界に目を向けた明るいまちにします。

おくやみ

(六月三十日現在)

次の皆さんがなくなりました。つつしんでごめい福をお祈りいたします。

松林 紳さん 西野竹 六八
武内千代さん
材木町一丁目(材木町) 八二
清滝そうさん
中央四丁目(丸堀町) 九三
篠原幹郎さん 五一
赤羽繁範さん 五九

野口 厚さん 石 神 七五
堀内重光さん 新 田 八八
若林キエさん 諏訪形 八〇
西尾さださん 大 屋 七八
田中重太郎さん 下室賀 八三
北沢亮一郎さん
中央西一丁目(上紺屋町) 七二
尾崎やつさん 常田二丁目(北常田) 七五
原 としさん 中央五丁目(下川原柳町) 九三
小島源太郎さん 手 塚 七六
小林 孝さん 大 屋 六八
山浦恵之助さん 常田二丁目(中常田) 八五
大久保島太郎さん 大 湯 七〇
坂本俊次郎さん 千曲町 七五

多田元太郎さん
中央西二丁目(上紺屋町) 七二
龍野彦太郎さん
天神四丁目(北天神町) 六〇
峰村 亮さん 中 組 六二
小林増次さん
常磐城二丁目(新町) 六八
高橋モモヨさん
中央六丁目(鍛冶町) 八一
小池千代さん 手 塚 八五
海沼忠治さん
大手一丁目(大手町) 八〇
竹内かつさん 五 加 八八
小林幹一郎さん 下小島 九一
藤沢良治さん 八木沢 六九
宮島 平さん 天神二丁目(北天神町) 六七

赤坂 勇さん 上川原柳町 六七
大西高光さん 大 屋 五四
小林きんさん 浦 野 八七
関 たいさん 石 神 八三
中沢五三郎さん 中之条 八九
滝沢もとさん 金剛寺 七五
西沢わかさん 上室賀 七七
飯塚初二さん
中央西一丁目(丸堀町) 七七
清水喜夫さん 吉 田 六八
黒坂むつみさん 手 塚 七六
田中国平さん
常田三丁目(北常田) 七三
田中佐藤見さん 中之条 六八
柄沢照子さん 大目木 五二
樋口岩次郎さん 手 塚 七八
熊井よねさん 笹 井 八一

堀江新一さん 中吉田 七一
清水茂雄さん 須 川 六九
宮原喜郎さん 大目木 八五
岡田乙蔵さん
中央一丁目(鷹匠町) 八〇
曲尾さくさん 下之郷 八六
水沢丈良さん 岡 七二
吉沢政十さん 西前山一〇四
中島光雄さん 秋 和 七六
井戸田 弘さん 上田原 四四
伝田秀男さん 西野竹 七三
塩入重五郎さん 諏訪形 七九
桑原美奈登さん
中央四丁目(丸堀町) 七八
松本幸雄さん
中央一丁目(鷹匠町) 四二
関 右伸太さん 石 神 七六